



私立高校の学費について

公立高校が第1志望であっても、私立高校の受験も考えるのが一般的ですが、保護者の方にとって気になるのが学費です。そこで今回は、平成22年度よりスタートした高等学校等の「就学支援金」と広島県の授業料等軽減制度を中心に、保護者負担が少しでも軽くなる制度を紹介します。

「就学支援金」については、文部科学省から配布されたパンフレットにあるように、以前の公立高校の授業料分(月額9,900円)を私立高校等に在籍している生徒にも給付するというものです。さらに、保護者の収入状況によっては、給付額を2倍または1.5倍に割り増しして給付されます。

広島県独自の授業料等軽減制度は以前からありましたが、公立高校の無償化を機に対象区分や補助率が拡充され、より軽減を受けられる対象が増えることになりました。ただし、こちらは誰でもというわけではないので注意してください。

なお、どちらの制度も、高校等に入学してから手続きをします。入学前の説明会等で案内があると思いますが、就学援助の割り増しを受けたり、軽減制度を利用するためには課税証明書で所得確認されることとなります。下の図は、2つの制度を具体的な金額を入れて説明したものです。

- ここでいう高等学校等とは
- ・全日制、定時制、通信制の国私立高等学校
 - ・国私立中等教育学校の後期課程
 - ・国私立特別支援学校の高等部
 - ・高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る)
 - ・専修学校などのうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの

